



報道発表資料

山形労働局発表
平成28年12月13日(火)

山形労働局 労働基準部 監督課
担当 監督課長 石澤 敏昭
専門監督官 阿久津拓也
電話 023-624-8222

県内の建設現場の205事業場に対して一斉監督を実施 ～重篤災害につながる墜落防止措置など 約7割の事業場で労働安全衛生法違反～

山形労働局管内においては、例年、公共工事の集中する年末に向けて労働災害の発生件数が増加することから、毎年10月に建設工事に対する一斉監督を実施している。

本年度も、県内5つの労働基準監督署において、10月1日から31日までの1か月間、建設工事現場に赴き下請業者を含む205事業場に対して臨検監督を実施した。

山形労働局(局長 あいうら りょうじ 相浦 亮司)は、その結果を下記のとおり取りまとめた。

記

1 監督結果の概要

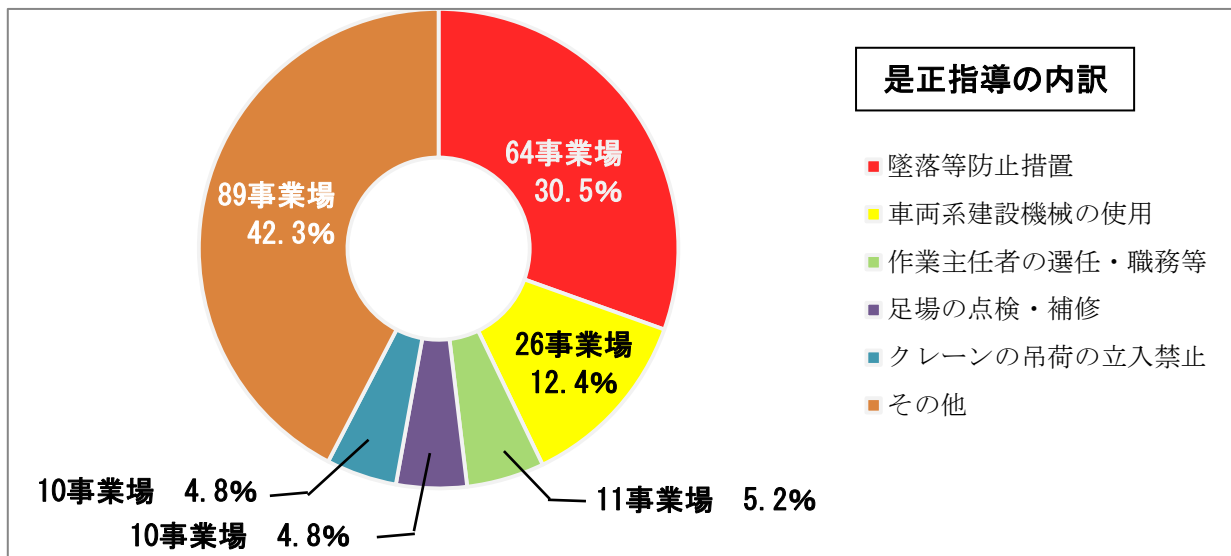
監督を実施した205事業場のうち、141事業場(68.8%)で何らかの労働安全衛生法違反が認められたため、その是正を指導した。

このうち、足場や高所の作業床等からの墜落等防止措置(以下「墜落等防止措置」という。)に関する事項が64事業場(30.5%)、車両系建設機械の用途外使用など使用に関する事項が26事業場(12.4%)と合わせて4割強を占めた。

特に、死亡など重篤災害につながる墜落等防止措置に関する法違反が認められた8事業場(5.7%)に対しては、立入禁止や作業停止等の行政処分(命令)を行った。

2 主な違反の内容

多い順に以下のとおりとなっている。



	主な違反の内容	違反事業場数	違反率 (%)
1	<ul style="list-style-type: none"> ●高さ2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落を防止するための措置を講じていないこと ●高さ2メートル以上の作業床の端、開口部に手すり等の墜落を防止するための措置を講じていないこと ●足場の組立て解体等の作業において安全帯を使用させていないこと など。	64(8)	30.5
2	車両系建設機械を用途外に使用している、定期自主検査を行っていないことなど。	26	12.4
3	作業主任者を選任し職務を行わせていないこと、または周知していないこと。	11	5.2
4	足場の点検や補修を行っていないこと。	10	4.8
4	クレーン作業においてつり荷の下に立ち入らせていること、クレーン作業の際の合図をきめていないことなど。	10	4.8
6	漏電遮断装置の未設置や、漏電遮断装置などの使用前点検の未実施など。	8	3.8
7	規格に適合しない、移動はしご、はしご道を使用していること。	6	2.9
8	足場の最大積載荷重を表示していないこと。	5	2.4

※違反事業場数は、1つの事業場で複数の違反が認められる場合があるため、全体の法違反事業場数（141事業場）とは一致しない。

※（ ）内は、立入禁止・作業停止等を命じた数であり、違反数の内数である。

3 労働災害の発生状況

県内の建設業における11月末現在の死亡者数は3人で、前年同期比で2人(200.0%)の増加である。

休業4日以上死傷者数(速報値)は167人で、前年同期比で23人(12.1%)の減少であるが、全体の17.7%を占め、製造業(261人)に次いで2番目に多い業種である。

4 今後の取組

山形労働局では、監督指導等により、引き続き建設業等に対する労働災害防止対策に取り組んでいくこととしている。

また、事業場での安全意識の高揚、自主的な安全点検、安全衛生活動の推進、定着を通して県内の労働災害を減少させることを目的として、平成24年から継続している『山形ゼロ災3か月運動・2016』(運動期間10月1日～12月31日)を本年も展開している。

さらに、本格的な冬季シーズンを迎えるにあたり、平成15年から継続している「冬の労災をなくそう運動」を今年度も実施する予定(詳細は別途発表)であり、凍結や積雪による転倒や墜落といった冬に特有の災害(冬期型災害)を減少させるための対策にも取り組んでいくこととしている。